

広島県告示第三百五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

神石郡神石高原町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成三十一年六月二五日	午後一時～午後三時三〇分	豊松基幹センター
平成三十一年六月二六日	午前九時三〇分～午後〇時	油木山村開発センター
	午後一時三〇分～午後三時三〇分	神石山村開発センター
平成三十一年六月二七日	午前九時三〇分～午後二時	三和協働支援センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成三十一年六月二五日～ 平成三十一年三月二一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会